運転者以外にも、厳しい罰則があります！

飲酒していることを知りながら、運転者の車に同乗したら、違反になります。

●車両提供者への罰則

運転者が酒酔い運転…５年以下の懲役又は100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転…３年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両提供者には、運転者と同じ処罰が与えられます。

●酒類の提供者・車両の同乗者への罰則

運転者が酒酔い運転…３年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転…２年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者も処罰されます。

ハンドルキーパー運動に参加しましょう！

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで安全に送り届ける運動です。

大阪府こころの健康総合センター